不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

<個票情報>

所 管 部 署	福祉保健課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

不利益処分の名称	費用徴収
処 分 権 者	町長
根拠規定	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第63条

<処分基準/聴聞・弁明手続>

	ר אויד דע
基準規定	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第63条
	■設定 □未設定 (1) 町長は、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症に係る死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所を消毒させた場合は、当該患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者から消毒に要した実
処 分 基 準	書文はその場所の管理をする者名してはその代理をする者から得毎に安した実費を徴収することができる。 (2) 町長は、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等を駆除させた場合は、当該ねずみ族、昆虫等が存在する区域の管理をする者又はその代理をする者からねずみ族、昆虫等の駆除に要した実費を徴収することができる。 (3) 町長は、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を消毒させた場合(第50条第1項の規定により実施された場合を含む。)は、当該飲食物、衣類、寝具その他の物件の所持者から消毒に要した実費を徴収することができる。
参考資料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第13条第2項第4号の規定に該当し、適用除外
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日